公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第６８号
北海道小樽市手宮２丁目３番1403号　手宮公園住宅１号棟、前住所北海道小樽市花園４丁目23番９号　板谷花園パークハイツ302
債務者　東　　悦子（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
　　札幌地方裁判所小樽支部

平成２７年（フ）第８６号
福島市飯坂町字古舘６番地の５　１号室
債務者　佐々木保幸
1　決定年月日時　平成27年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
　　福島地方裁判所

平成２７年（フ）第１５７号
金沢市大河端町ホ19番地３　ル・ジャルダン・ヴェール101号、従前の住所札幌市西区宮の沢３条５丁目２番１―506号
債務者　秦野　悟純
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
　　金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第１９６号
金沢市田井町16番５号　デイリーＳ・Ｔ103号、従前の住所富山県黒部市荻生1017番地（従前々の住所）石川県白山市相木町602番地３
債務者　宮島　純平
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
　　金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第２１４号
金沢市平和町２丁目５番13号　平和町団地県営住宅13棟208号
債務者　田中　行介
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
　　金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第１１４号
福井県丹生郡越前町上糸生第24号30番地
債務者　サトミ塗装こと　野村　智美
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
　　福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１７７号
福井県坂井市三国町黒目第33号1103番地
債務者　爲口　嘉範
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
　　福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１９８号
福井市開発４丁目108番地
債務者　中川　利男
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
　　福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１９９号
福井県吉田郡永平寺町谷口第２号35番地２
債務者　北野　泰隆
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
　　福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１２号
福井県小浜市深谷第４号16番地
債務者　森下佳代子
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
　　福井地方裁判所敦賀支部

平成２７年（フ）第１７号
福井県敦賀市松葉町８番203号
債務者　張本　拓也
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
　　福井地方裁判所敦賀支部

平成２７年（フ）第４１３号
兵庫県尼崎市塚口町１丁目23番地の10　ナッツダムスタジオーネ塚口206
債務者　田中　圭子
1　決定年月日時　平成27年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
　　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第３６号
鳥取県鳥取市卯垣５丁目８番地　エルスリー鳥取、旧住所鳥取県八頭郡若桜町大字香田299番地
債務者　山根　　泉
1　決定年月日時　平成27年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
　　鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第８２号
鳥取県鳥取市河原町神馬19番地４、旧住所鳥取県鳥取市松並町１丁目273番地２
債務者　池長　千恵（旧姓徳永・宮本）
1　決定年月日時　平成27年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
　　鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第８６号
鳥取県鳥取市秋里965番地１、旧住所鳥取県岩美郡岩美町大字大谷1854番地
債務者　田中　剛史
1　決定年月日時　平成27年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
　　鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第７０号
鳥取県西伯郡大山町坊領353番地14
債務者　遠藤　　光
1　決定年月日時　平成27年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
　　鳥取地方裁判所米子支部

平成２７年（フ）第７５号
鳥取県米子市東福原４丁目22番７―505号、前住所鳥取県西伯郡伯耆町岸本896番地48
債務者　天野　啓子
1　決定年月日時　平成27年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
　　鳥取地方裁判所米子支部